（略）	（略）	（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　子の生年月日及びその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師の診断書

から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　障害年金証書の年金コード

四　配偶者又は子の氏名、生年月日及び個人番号

五　配偶者又は子を有するに至つた年月日及びその事由

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　子の生年月日を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

一の二　子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

三　配偶者又は子が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類

（略）	（略）	（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　子の生年月日及びその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師の診断書

から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　障害年金証書の年金コード

四　配偶者又は子の氏名及び生年月日

五　配偶者又は子を有するに至つた年月日及びその事由

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　子の生年月日を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

一の二　子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

三　配偶者又は子が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類